

「後期幕府直轄時代」について(5)

今回は、幕府の蝦夷地経営の方針についてですが、沿岸の警備状況については前回（広報9・10月号）で記したので、ここでは、幕府の蝦夷地経営に関する財政・経費の状況と、アイヌ民族に対する懷柔の実施について見ておきます。

財政・経費

箱館奉行所の財政には、大きく箱館開港に関するものと、蝦夷地経営に関するものとがあります。箱館開港に関する経費としては、幕吏（幕府の役人）の給与・官舎や砲台の設置などがありました。安政3年（1856）5月の箱館奉行所の見積書によれば、経常費として、米千7百60石、金2万千7百75両とし、異船御備金として1万両、臨時用意金として2千両とし、また、向後二十箇年の内、官衙（幕府の政厅施

設）・官宅・五稟郭・備船・弁天台場等の建設費として42万両ほどを見込むとし、これらの建設費として1カ年に2万両の御下げる願いました。

蝦夷地経営の経費については、箱館奉行の掘利熙は上知に関する上書で、蝦夷地での交易の運上金（租税）収入で賄う見込みとし、さしあたっての施設経費として、45万両の経費が入用なので、これらの経費を運上金収入で返済すると記しています。

最も大きな経費としては、松前藩に対する代替地の陸のまわりに、アイヌ民族の使用について出願され、労働対価の賃米や交易品は、幕吏が直接アイヌ民族に対して配給を行うことによって、不正を無くしました。

また、アイヌ女性を娶ることを禁止し、アイヌの男女は他場所の者との結婚が出来るものとしました。さらに、蓑笠や草鞋を用いて、前期幕領時代には前代からの施策を改善して懷柔（手なずけ従わせる事）に努めましたが、後期松前氏時代になると、場所の支配人・番人らが再びアイヌ民

と希望しました。

但し、一両年については、経費を多く必要とするであろうから、繰替えて渡すので、他日返納するよう命じました。

また、箱館奉行の経常経費として年3万2千両余り、さらに、年限を定めない臨時費として20万両近くを予定し、とりあえず幕府から下げ渡される45万両を当て、不足分は人民の出願や蝦夷地収入の余剰をもつて経営することにしました。

なお、臨時費には道路開削で5万両を予定しましたが、ほとんどが場所請負人などの寄付により賄われたので、官費は必要としませんでした。

アイヌ民族の懷柔

場所請負人の不正について、前期幕領時代には前代

の管理手当1万8千両の支

給があり、幕府はその財源

の見込みについて、開拓の

収入によって賄つてほしい

とした。そこで、この取り締まりや、アイヌ民族に対する教導について、安政2年7月、箱館奉行が次の案を立て、幕府に伺い書を提出し、8月には決裁を得るところになりました。

その概要是、前期幕領時代において幕吏が蝦夷地に

入り直拂きをおこなつてい

たのを廢止し、請負人をそ

のままにして、アイヌ民族

を奉行所の管理下におき、

請負人は漁業地でのアイヌ

民族の使用について出願さ

せ、労働対価の賃米や交易

品は、幕吏が直接アイヌ民

族に対して配給を行うこと

によって、不正を無くしました。

オムシヤと呼ばれる、アイヌの人々が領主に拝謁する儀式などに際しては、名

主以上には袴を、年寄・百姓代には羽織・袴の着用が

許されました。

なお、帰俗したアイヌ民

族の割合は、場所によつて

大きく異なりましたが、總じては一・二割であつたと

されています。

風となることを奨励し、死者のあつた時、その家を焼

く事や、入れ墨・耳輪など

の習慣の除去も教導の方針

としました。

ただし、これらを強制す

るのではなく自発的改俗を

待つことにし、アイヌ風俗

を改め、名を和名に改めた

者を、帰俗アイヌと称しました。

さらに、役アイヌに対し

ては、これまでのアイヌ民

族の役名を、国内和人同様

の役名に改め、惣乙名を庄

屋や、惣小使を惣年寄、惣

乙名を名主、小使を年寄、

土産取を百姓代と称するこ

とにしました。

さりに、役アイヌに対し

ては、これまでのアイヌ民

族の役名を、国内和人同様